

## 医療法律相談申込書

(相談者の方へ)

- ・埼玉医療問題弁護団の医療問題法律相談は、ご相談の場合について、弁護士から、医療事故として医師等に対して民事上の責任を追及できる可能性や、その前提となる調査の必要性の有無などについて、アドバイスをするものです。
- ・相談の中で得られた範囲内の情報に基づいてアドバイスをするため、医師等の過失の有無についての確定的なご回答まで差し上げることはできません。
- ・ご相談の場合についての医学的なアドバイスや、医療機関の紹介などはしていません。
- ・ご持参いただいた資料について、コピーを取らせていただく場合がありますが、資料のコピーは、事件として受任しなかった場合でもお返しいたしませんので、ご了承下さい。
- ・ご提供いただいた個人情報、当弁護団の法律相談の利用目的の範囲内で利用します。
- ・当弁護団の法律相談は、あくまで法律相談を担当させていただくものであり、ご相談の場合について、調査、証拠保全等を、当然に事件として受任するわけではありません。
- ・相談の結果、調査、証拠保全等を受任することとなった場合には、弁護士費用・実費が必要となります。
- ・相談の申込みをいただいてから、相談日まで2か月程度の待ち時間を要しますので、早急な対応が必要な方は、当弁護団での対応は困難となります。

以上について、了承の上、埼玉医療問題弁護団の医療問題法律相談を申し込みます。

平成 年 月 日

(相談者) 氏名 \_\_\_\_\_ ④ 年齢 \_\_\_\_\_ 職業 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_